

意見書案第 12 号

学校給食の無償化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 12 月 23 日

羽 曳 野 市 議 会

議 長 外 園 康 裕 殿

提 出 者

羽 曳 野 市 議 会 議 員

笹 井 喜 世 子

百 谷 孝 浩

黒 川 実

通 堂 義 弘

花 川 雅 昭

学校給食の無償化を求める意見書

学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることに加えて、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用するものとして、重要な位置付けを与えられている。

今日のように高齢化や少子化、地域経済の状況、財政力などで自治体間格差が大きな実態の下で、一律の制度として学校給食の無償化を実施するには、自治体任せでは大変困難である。

生まれ育った地域にかかわらず、公立小中学校に通うすべての子どもたちが、日本全国どこでも無償で、安心して安全な給食を食べられるよう、国による一律の支援を通じて学校給食を無償化するべきである。

こうした中で、全国市長会が令和7年11月13日に国に提出した『学校給食の無償化に関する緊急意見』では「学校の給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、地方負担が生じるような財政支援ではなく、国の責任において、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みをつくること」を強く求めている。

よって国の責任において、すべての子どもが安心して安全な給食を食べられる環境を実現するために、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みをつくり、日本全国の公立小中学校における給食を無償化にすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年12月23日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣 各宛